

パブリックコメントで寄せられたご意見と議会の考え方

案件名	上越市議会基本条例(改正案)	担当課	議会事務局
-----	----------------	-----	-------

No.1	ご意見の該当箇所:	第12条第2項
ご意見	<p>・第12条第2項を追加するとあり「・・・求めるものとする。」とありますが「求めるものとする。」の意味がもう一つよく分かりません。求めなければならないのか、求めることができるのか他の意味があるのかよく分かりません。「求める。」だけの方がよいと考えます。</p>	
対応状況	反映しなかった意見	
議会の考え方	<p>・法令用語では、ご意見にある「求めなければならない」は、必ず求める義務がある場合に用います。また、「求めることができる」は、求めることが可能である場合に用います。ここで、「求めるものとする」は、「求めなければならない」より弱い義務付けを表す法令用語として、使い分けられています。なお、ご意見の「求める。」は、法令用語として当市では使用していませんのでご理解をお願いします。</p>	

【参考】

第12条 政策等の形成過程の説明要求等

- 1 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。
- 2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。